

## 川西市広告入り番号案内表示機提供業者募集要項

### 1. 趣旨

川西市は、市民等が窓口で各種手続等を行う際の番号を表示し、音声案内をする装置（以下「番号案内表示機」という。）等は無償で設置し、市民サービスの向上等を提案していただける事業者を募集します。

### 2. 事業概要

#### (1) 事業名称

川西市広告入り番号案内表示機設置事業

#### (2) 事業内容

- ・市役所1階南玄関横及び市民課窓口前の待合いスペースに番号案内表示機を設置し、行政情報、企業広告等を放映する。
- ・番号案内表示機一式は提供する事業者の無償提供とする。
- ・事業に係る一切の費用（機器等の設置・運営・維持及び撤去、広告主の募集・広告の制作その他広告事業の実施にかかる費用、その他全ての費用）については、事業者の負担とし、本市の費用負担がないことを前提とする。

#### (3) 実施期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

#### (4) 設置場所

市役所1階南玄関横及び市民課窓口前の待合いスペース

#### (5) 設備等（有線機器であること）

別紙仕様書・レイアウト案のとおり

#### (6) その他

別紙仕様書のとおり

### 3. 注意事項

- ・提供事業者は、定期的に番号案内表示機等のメンテナンス（動作、放映状況確認、清掃等）を実施するとともに、故障、事故、災害時等の対応体制を整え、本市からの問い合わせ等に速やかに対応するものとし、対応結果を本市に報告してください。
- ・設置等に係る費用、定期保守に係る費用、事故等にかかる費用は提供事業者の負担とする。
- ・広告主の募集、広告映像の作成、更新及び運用並びに行政情報映像の作成、更新等に要する費用は、提供事業者の負担とする。
- ・番号案内表示機等の提供期間中に災害時等のやむを得ない理由により番号案内表示機等に変更の必要が生じたときの移設、修理等に伴う費用は、提供事業者の負担とする。

- ・番号案内表示機を使用する電力については、提供事業者の負担とし、本市が指定する期日までに本市に納入すること。

#### 4. 広告等

- ・放映時間は、市役所開庁日の午前9時から午後5時30分までとする。
- ・広告の音量は、無音とする。
- ・広告内容については「川西市有料広告取扱要綱」に従ってください。
- ・広告内容については、川西市広告審査委員会に諮って審査しますので、事前に市と協議してください。承認されたもののみ掲載することができます。
- ・放映広告の更新作業は提供事業者等により行ってください。
- ・提供事業者は、広告の内容に関する苦情等について責任の一切を負い、速やかに苦情等の解決にあたってください。
- ・提供事業者は、広告主の営業停止等の問題が生じた場合は、速やかに市に通知し、当該広告主の掲載された表示及び放映を直ちに中止してください。

#### 5. 応募資格要件

次の要件を全て満たしていることが必要です。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- ②引き続き2年以上その事業を行っていること。
- ③法人税又消費税及び地方消費税並びに法人事業税の滞納がないこと。
- ④川西市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）の手続き中でないこと。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する団体等や行為をする者に関わりがないこと。
- ⑦過去3年間で5以上の地方公共団体への事業実績があること。

#### 6. 募集期間及び応募方法

(1) 募集期間：令和8年3月9日（月）～令和8年3月17日（火）午後5時

(2) 応募方法

- ・下記「10. 問い合わせ先及び提出先」に記載の場所に持参してください。

※受付時間 午前9時00分から午後5時00分（土曜・日曜・祝日を除く）

(3) 提出書類

- ①川西市広告入り番号案内表示機提供業者申出書（様式1） 正本1部及びコピー5部
- ②事業提案書（任意様式） 正本1部及びコピー5部

- ③法人登記簿謄本（発行3か月以内のもの） 正本1部及びコピー5部
- ④納税証明書（5-③にかかる発行3か月以内のもの） 正本1部及びコピー5部
- ⑤会社概要・主な実績等（パンフレットなど） 正本1部及びコピー5部

※提出された書類は目的外に無断で使用しません。

※提出書類は返却しません。

※申請書等の内容確認や追加資料の要求等の指示をする場合があります。

※提出後の追加、修正は提出期間の間に限り認めます。

※応募書類は川西市情報公開条例に基づき行政文書の開示請求の対象となる場合があります。

※応募に関して必要となる経費は応募者の負担となります。

## 7. 質疑・応答

募集要項及び仕様書等に関して質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出してください。

(1) 提出方法 「質問書（様式2）」により電子メールで提出してください。

(2) 提出期限 令和8年3月10日（火）午後5時

(3) 提出先 川西市市民環境部市民課

メール：kawa0020@city.kawanishi.lg.jp

※件名は、「【質問書】 広告入り番号案内表示機等業務（事業者名）」とし、メール送付後に、電話にて連絡をお願いします。電話：072-740-1166

(4) 回答方法 質問及び回答は、令和8年3月12日（木）までに、電子メールで回答します。

## 8. 選考方法

・提出された申出書及び事業提案書に対して、公正かつ適正に総合的に評価し選考を行います。

## 9. 選考結果の通知について

・選考結果通知発送予定日 令和8年3月26日（木）

・選考結果のみを郵送により通知します。なお、審査の経緯の公表はしません。また、審査結果に対するの異議申立は受け付けません。

## 10. 問い合わせ先及び提出先

〒666-8501 川西市中央町12番1号

川西市役所 市民環境部 市民課

電話 072-740-1166